

特定自主検査を確実にを行い、
発見された不良箇所は
登録サービス会社で正しく整備しましょう。

平成15年4月1日コンクリートポンプ車の「整備証明制度」がスタート

「安心」と「安全」は 「コンクリートポンプ車整備証明制度」で

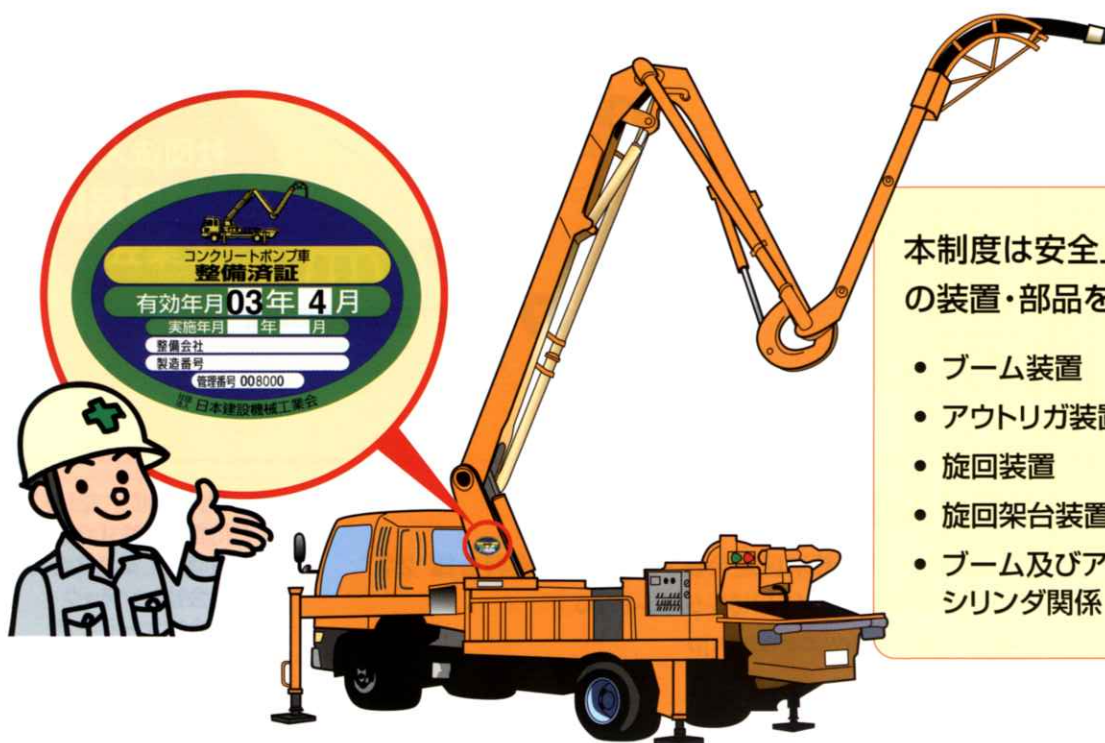
最近増加しているコンクリートポンプ車の労働災害事故を撲滅し、安心して使っていただけるようにするため、社団法人日本建設機械工業会が、建設機械業界で初めて実施する「コンクリートポンプ車整備証明制度」をご紹介します。

まず、法的に定められた定期自主検査を励行することが大切です。

機械不良の早期発見と、適正な早期整備が安全の第一歩です。

労働安全衛生法では日常の作業開始前点検や月ごとの月次検査、1年以内ごとの特定自主検査を行うことが定められています。

本制度はこれらの点検・検査結果で発見された不良に対して適用されます。



本制度は安全上重要な下記部位の装置・部品を主体に適用します。

- ブーム装置
- アウトリガ装置
- 旋回装置
- 旋回架台装置
- ブーム及びアウトリガの油圧シリンダ関係

**発見された不良箇所は
「整備証明業務実施者」(登録サービス会社)
で適切な整備を行ってください。**

登録サービス会社では社団法人日本建設機械工業会が認定した高い技能を持った「コンクリートポンプ車認定整備士」が整備を行います。



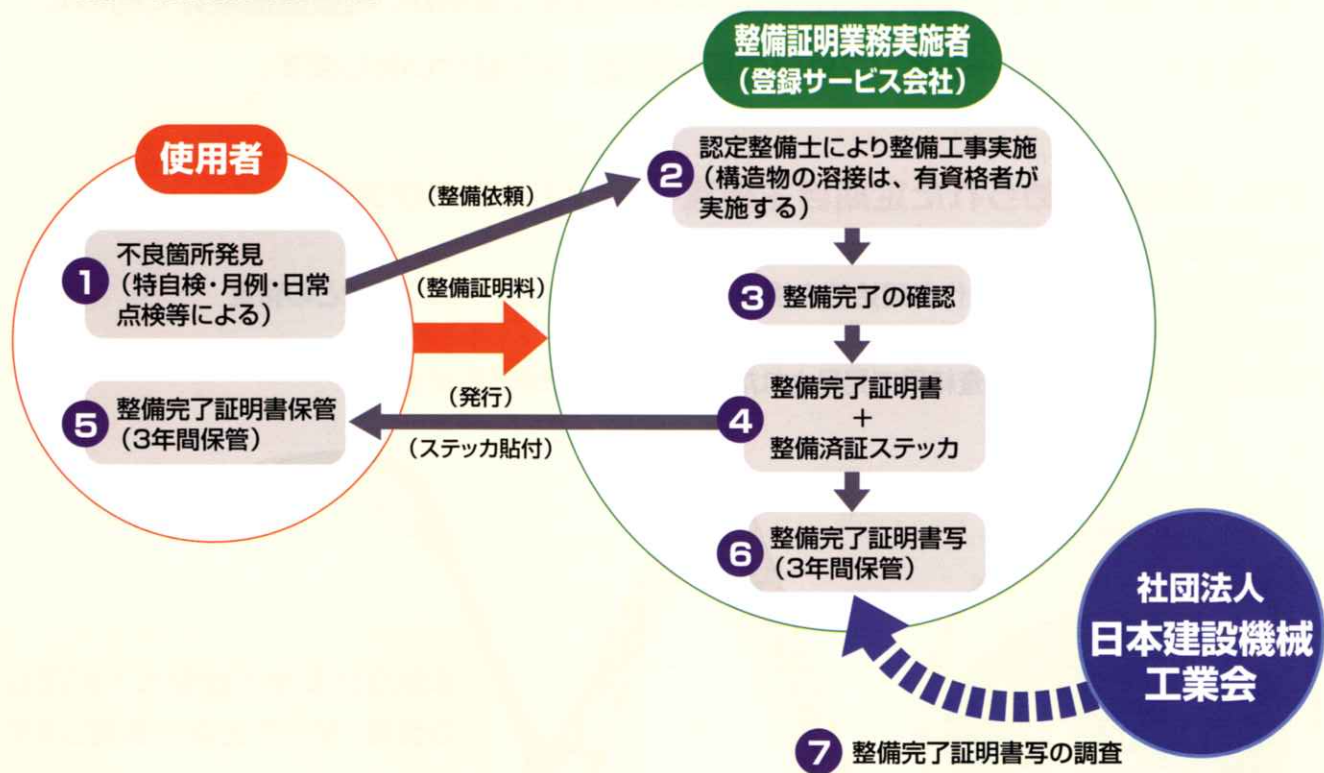
**登録サービス会社により
整備が完了したコンクリートポンプ車に対しては
「整備完了証明書」の発行と
「整備済証(ステッカ)」を※貼り付けます。**

※有効年月欄には、特定自主検査の有効期限を表示しています。



整備済証(ステッカ)

■整備証明業務実施の流れ■



社団法人日本建設機械工業会

〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館 2階
TEL03-5405-2288/FAX03-5405-2280
URL: <http://www.cema.or.jp>

コンクリートポンプ部会
石川島建機株式会社
極東開発工業株式会社
株式会社シンテック
株式会社大ーテクノ
三菱重工業株式会社
(賛助会員)
アツマイスタージャパン株式会社